

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金
北陸3県の文化団体との交流・共演促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人いしかわ県民文化振興基金が、「第38回国民文化祭及び第23回全国障害者芸術・文化祭 いしかわ百万石文化祭2023」(以下「大会」という)閉会までの期間中に実施される、北陸3県の文化団体が交流・共演する事業に対し助成金の支給を適正に行うために、北陸3県の文化団体との交流・共演促進事業助成金の交付に関して必要な事項を定める。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の対象となる事業者(以下「助成事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に住所及び活動の本拠を有すること
- (2) 文化活動の実施を目的として設立された団体であること
- (3) 一定の規約等を有し、代表者が明らかであること
- (4) 自ら経理し監査する等の会計組織を有すること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。ただし、公益財団法人いしかわ県民文化振興基金の理事長(以下「理事長」という。)が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 地方公共団体又は地方公共団体が設立した団体
- (2) 文化施設の経営を目的とする団体
- (3) 主たる活動が文化活動以外の団体
- (4) 専ら営利を目的とする団体

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 石川県、富山県、福井県の団体がそれぞれ1団体以上参加する文化交流・共演事業
- (2) 石川県内において実施される文化活動事業
- (3) 日ごろの文化活動の成果を広く公開する事業
- (4) 新たに企画実施される事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 講演会など観客としての参加交流を目的とした事業
- (2) 特定の会員、教授所・教室、クラブ、流派等にかかる事業で、その効果の大部分が一部の特定の者に限られる事業
- (3) 持ち回りの大会など定例的に行われている事業

- (4) 政治的・宗教的な宣伝意図を有する事業
- (5) 慈善事業への寄付を目的として行われる事業
- (6) 実施内容の大部分を同一の外部事業所に発注（一括発注）する事業
- (7) 石川県、本大会実行委員会の助成金の交付を受ける事業
- (8) 配信や機関誌の紙面上など実在する会場での人との交流・共演がない事業

(助成金の額等)

第4条 助成金の助成対象期間、助成対象経費、助成率及び助成上限額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号による助成金交付申請書を、理事長に対し、提出しなければならない。

2 理事長は、第1項の申請書の他に必要な書類があると認める場合、申請者に追加で要求することが出来るものとする。

(交付決定)

第6条 理事長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る助成金の交付が、法令又はこれに基づく処分その他この要綱で定めるところに違反しないかどうか、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 理事長は、前項の場合において必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

3 理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を申請者に通知する。

(交付条件)

第7条 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき条件を附するものとする。

(1) 助成事業の内容の変更（理事長が定める軽微な変更を除く。）又は助成事業に要する経費の配分の変更（20パーセント以内の変更を除く。）をする場合においては、理事長の承認を受けるべきこと。

(2) 助成事業を中止、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けるべきこと。

(3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに理事長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) その他理事長が必要と認める事項

2 理事長は、助成事業の完了により当該助成事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該助成金の交付の目的に反しない限り、その交付決定した助成金の全部または一部に相当する金額を減額できる旨の条件を附すことがある。

- 3 第1項第1号又は第2号に規定する理事長の承認を受けようとする者は別記様式第2号による承認申請書を提出しなければならない。
- 4 理事長は、前項に規定する承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を精査し通知しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第8条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があることにより助成金の交付の申請を取下げようとするときは、通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請取下げ書を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取り消し等)

- 第9条 理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがある。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 理事長が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことができるのは、次の各号に掲げる場合に限るものとする。
 - (1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 助成事業者が、助成事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、助成事業に要する経費のうち助成金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により助成事業を遂行することができない場合（助成事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
 - 3 理事長は、助成金の全部若しくは一部の取り消しを決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を申請者に通知する。

(助成事業の遂行)

- 第10条 助成事業者は、法令の定め並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金の他の用途への使用をしてはならない。
- 2 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。
 - 3 助成事業者は、助成事業が終了した後も、前項に規定する書類、帳簿等を事業の完了した年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
 - 4 助成事業者は、助成事業に係る経理を、他の経理と区分しておかなければならない。

(報告及び調査)

第11条 理事長は、助成事業に関して、必要に応じて報告を求め、調査を行うことができる。

(助成事業の遂行に関する指示)

第12条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が、助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、事業完了後30日以内に、助成金事業実績報告書(別記様式第3号)に必要書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(額の確定)

第14条 理事長は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う聞き取り等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定する。

- 2 理事長は、助成事業の完了により、当該助成事業者に相当の利益が生ずると認められる場合においては、当該助成金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を基金に納付すべき旨の条件を附することがある。
- 3 理事長は、助成金の額が確定したときは、速やかにその額を助成事業者に通知する。

(交付)

第15条 助成金の支払は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、理事長が助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払することができる。

- 2 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、別記様式第4号による助成金請求書(助成金の概算払を受けているときは、助成金精算請求書とする。)又は別記様式第5号による助成金概算払請求書及び概算払理由書を提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第16条 理事長は、助成事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき
- (3) 不正の手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき
- (4) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (5) 助成事業を実施せず、又は実施しようとする意思が認められないとき

(6) 助成事業を完了する見込みがなくなったとき

(7) その他助成事業の実施にて著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額が確定した後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第17条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、返還させなければならない。

2 理事長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第18条 助成事業者は、助成金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を基金に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該返還を要する助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 理事長は、第1項の場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(財産の処分の制限)

第19条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を、理事長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第14条第2項の規定による条件に基づき、助成金の全部に相当する金額を基金に納付した場合、並びに助成金の交付の目的及び耐用年数を考慮して理事長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 理事長は、前条に規定する財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を基金に納付すべきことを命ずる場合がある。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付事業に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表

助成対象期間	令和4年10月1日～令和5年11月26日		
助成額	上限200万円（助成率：対象経費の2/3） ※助成額は下記①②③の中で最も低い額のものとする（千円未満切捨） ①200万円、②対象経費×（2/3）、③対象経費－入場料収入等		
助成対象 経費	出演・ 音楽・ 文芸費	出演料	指揮料、演奏料、ソリスト出演料、合唱料、俳優等出演料 等
		音楽費	作曲・編曲料、作詞料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、著作権使用料 等
		文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、舞台美術・衣装デザイン料、各種助手料、著作権使用料 等
	舞台・ 会場・ 設営費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、メイク費、照明費、音響費、機材借料 等
		会場費	会場使用料、設備使用料、会場設営費、撤去費 等
		運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費 等
	賃金・ 旅費・ 宣伝費等	謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、講師謝金、会場整理員謝金、警備謝金 等
		旅費	交通費、宿泊費
		通信費	郵送料
		宣伝費	入場券販売手数料、広告宣伝費、看板費 等
		印刷費	チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、台本印刷費、プログラム印刷費、図録印刷費、印刷製本費 等
		記録費	録画費、録音費、写真費 等
	その他	保険料	催事保険料 等
その他		コロナ対策経費など、上記以外の費用で、理事長が特に必要と認める経費	